

児童手当等における所得額の計算方法について（児童手当法施行令第3条）

所得額

控除額

8万円

比較所得額(C)

次の所得額の合計

- ・総所得(※1)
- ・退職所得(総合課税)
- ・山林所得
- ・土地等にかかる事業所得等
- ・長期譲渡所得(分離課税)
- ・短期譲渡所得(分離課税)
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等

次の控除額の合計

- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模企業共済等掛金控除額
- ・障害者控除
27万円(特別40万円)
- ・ひとり親控除 35万円
- ・寡婦控除 27万円
- ・勤労学生控除 27万円

比較所得額(C)を次の限度額表にあてはめる。

扶養親族等の人数	所得制限限度額(A)	所得上限限度額(B)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

以後、扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算した額となる。

※1 総所得

給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。

なお、給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限る)を有する場合、その合計額から10万円控除した金額を用います。

※2 給与所得

給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

児童1人当たりの支給月額

比較所得額(C)が所得制限限度額(A)未満の場合(変更なし)

3歳未満		15,000円
3歳から小学校終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
(C)が(A)以上で(B)未満の場合(所得上限の設定)		5,000円
(C)が(B)以上の場合(所得制限の創設)		支給なし

令和4年6月分(10月支給分)から適用